

(30) 建設コンサルタント選定委員会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

建設コンサルタント選定委員会は、本学における建設工事に係る設計・コンサルティング業務を建設コンサルタント等に委託しようとする場合に必要な事項を審議することを目的として設置されており、審議事項は次のとおりである。

- i) 技術提案書を特定するための評価基準に関する事項
- ii) 技術提案書の提出を求める者の選定に関する事項
- iii) 技術提案書の特定に関する事項

イ 組織の構成及び構成員等

建設コンサルタント選定委員会は、施設安全・環境委員会委員長、事務局次長、学識経験者2人（1件は3人）、施設課長で組織する。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

令和5年度は0件であった。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

客観性、公正性、透明性を確保し、技術提案等に対し、中立かつ公平な審査・評価に留意し、業務の内容に最も適した委託者を選定することが重要である。